

第1章 基本的な考え方

1 地域医療構想策定の背景

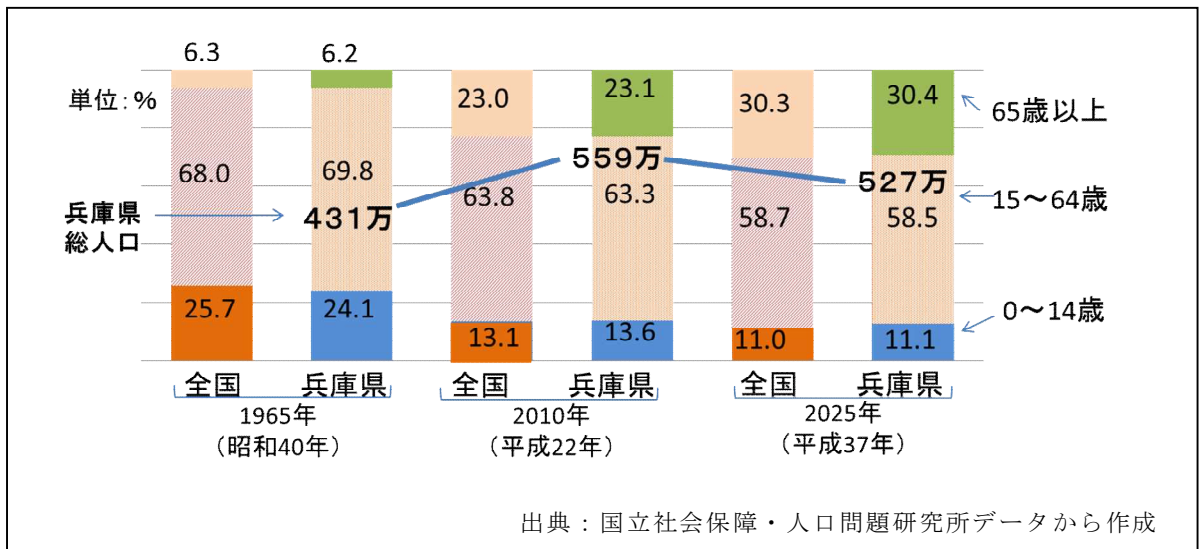
(1) 後期高齢者人口の増加

ア 2025（平成37）年には団塊の世代が全て75歳以上（国民の概ね3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上）となる。

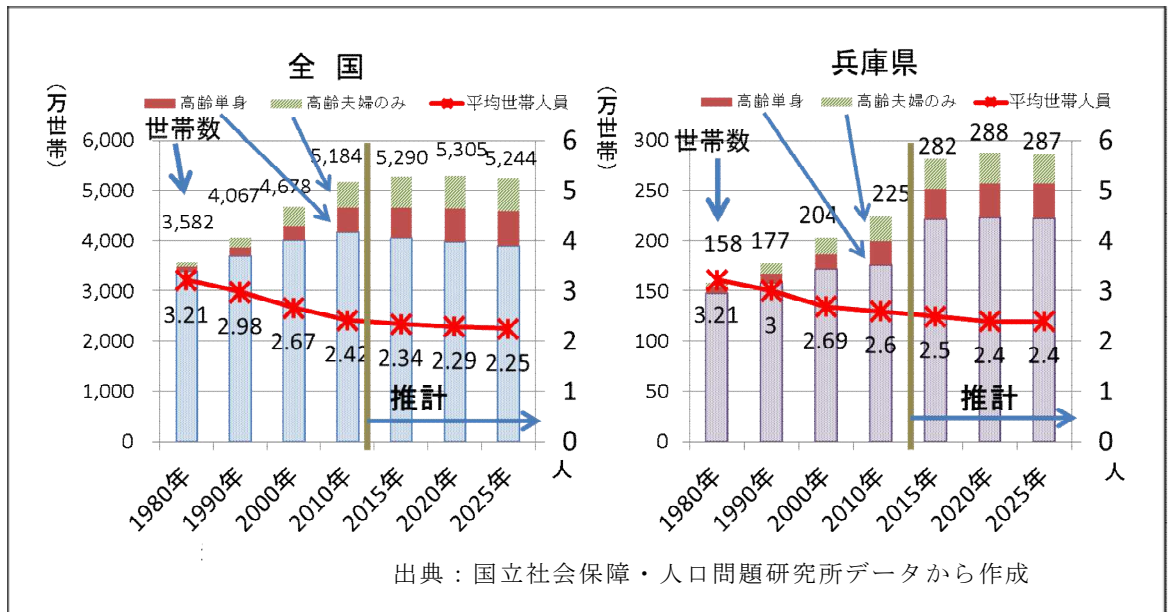
イ 本県においても、2025年には総人口527万人のうち65歳以上人口が160万人（30.4%）、75歳以上人口が97万人（18.3%）に上ると推計される。

ウ 世帯数は2020（平成32）年に概ねピークを迎えるが、高齢単身・高齢夫婦世帯も多く、家族の介護力低下が危惧される。

○ 人口構成比の今後見込み



○ 世帯数の今後見込み

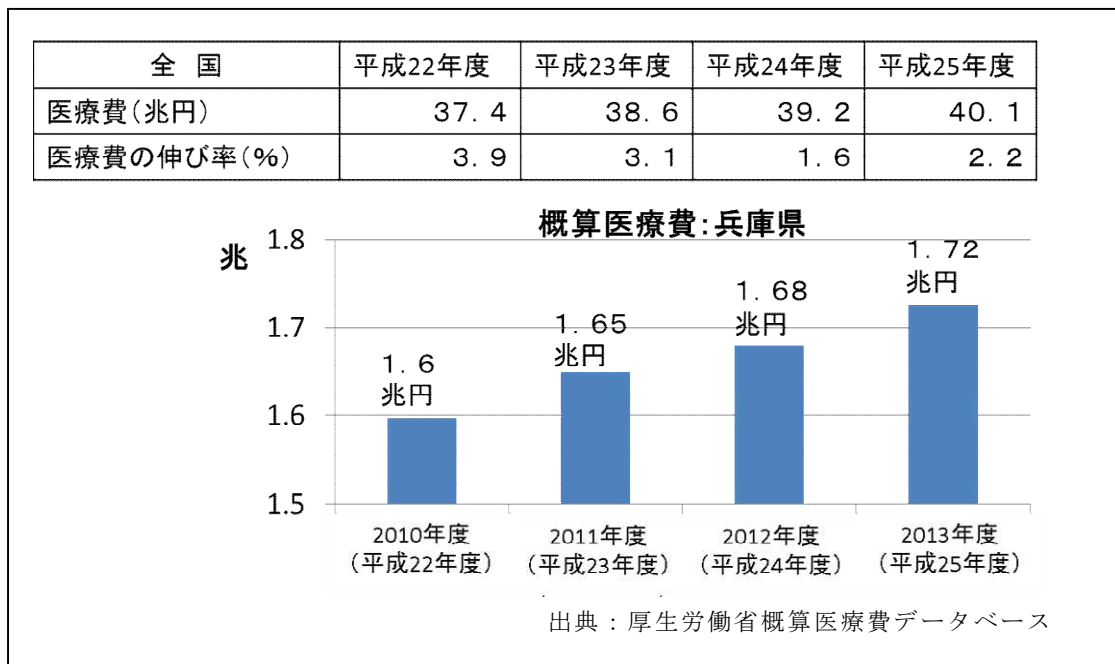


(2) 2025年問題の現実化

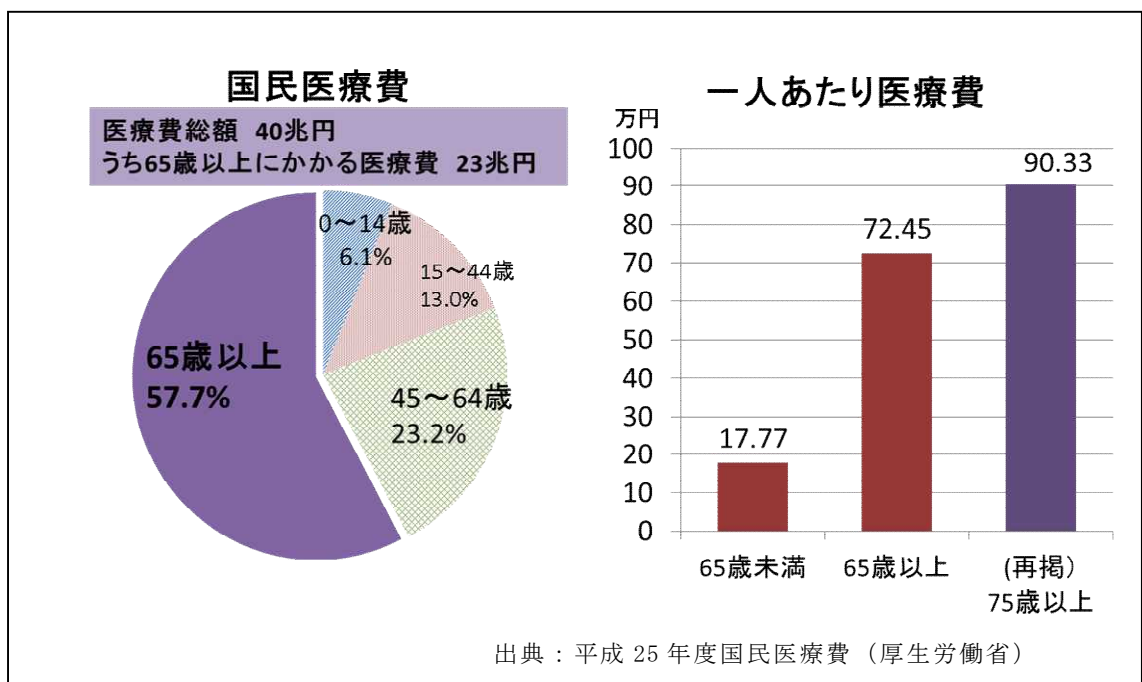
ア 医療費の増加

2013（平成25）年度の国民一人当たり医療費は、65歳以上（72万円）は65歳未満（18万円）の約4倍、75歳以上（90万円）は65歳未満の約5倍となっている。後期高齢者の増加が医療費の増加に直結している。

○ 医療費の概況



○ 医療費の世代別構成比

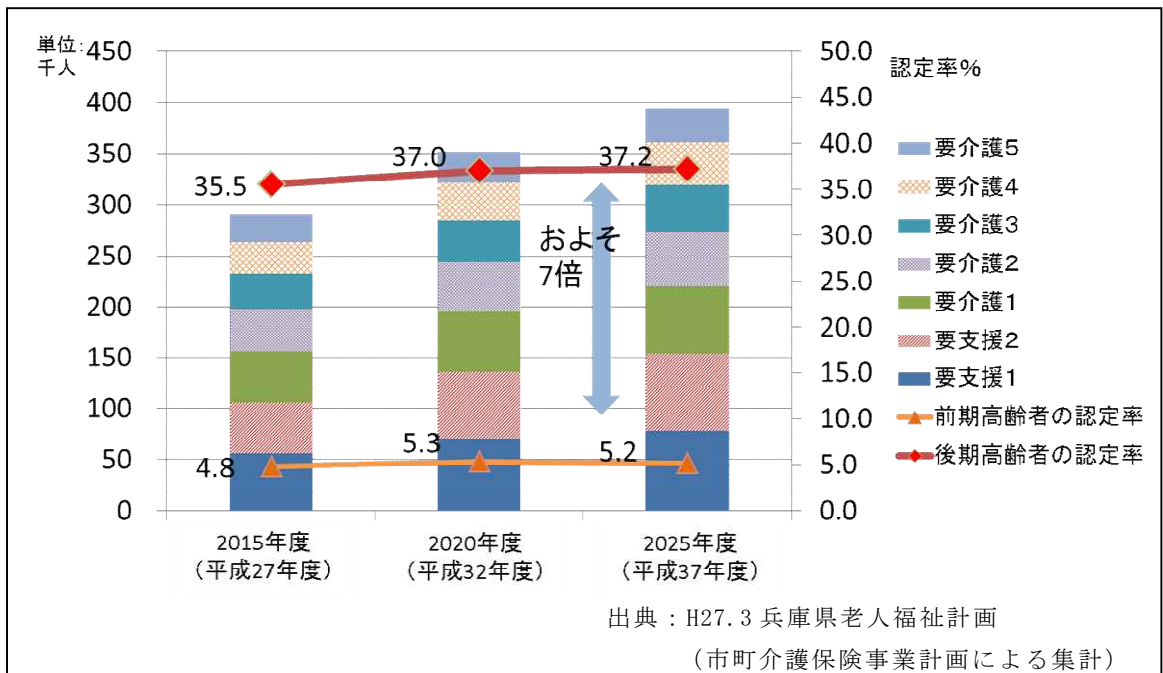


イ 介護費用の増加

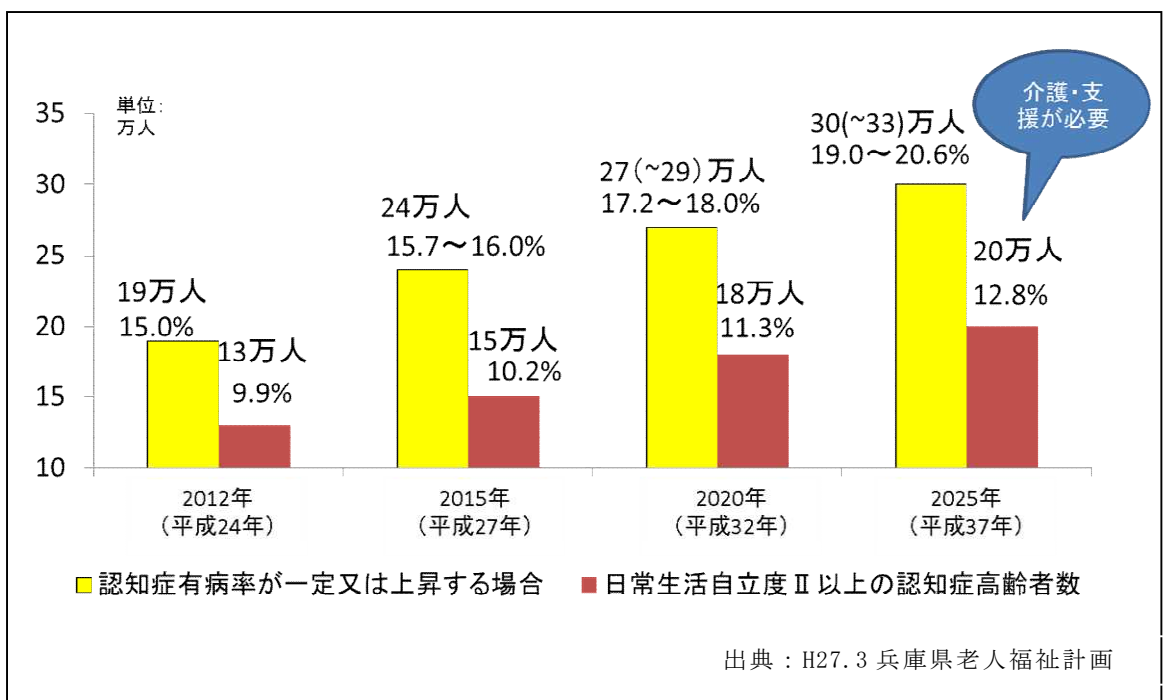
後期高齢者の要介護認定率（37.2%）は前期高齢者の要介護認定率（5.2%）の7倍以上で、後期高齢者の増加は介護費用の増加に直結するといえる。

また、県内の認知症高齢者は、2015（平成27）年には約24万人（高齢者の約15.7～16.0%）であるが、2025（平成37）年には約30万～33万人（高齢者の約19.0～20.6%）に増加すると見込まれる。

○ 県内の要介護認定者の今後見込み



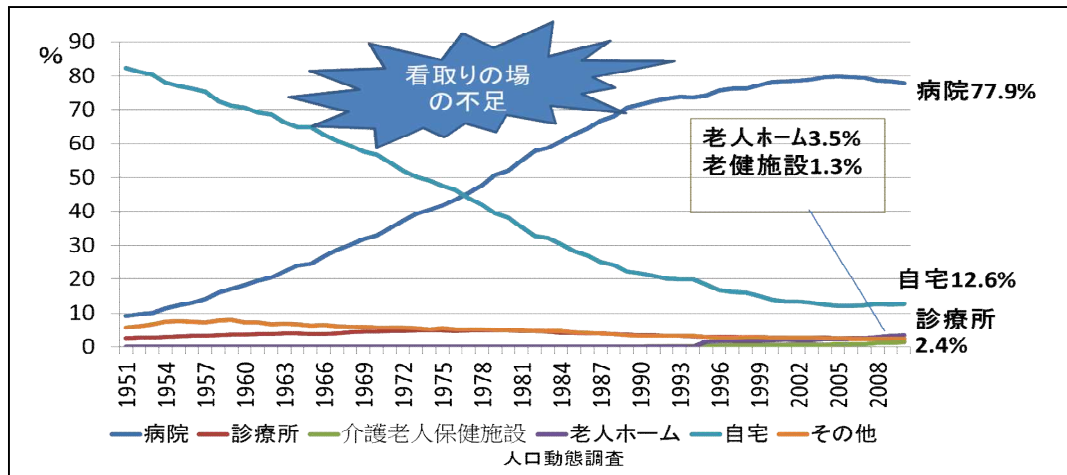
○ 県内の認知症高齢者の今後見込み



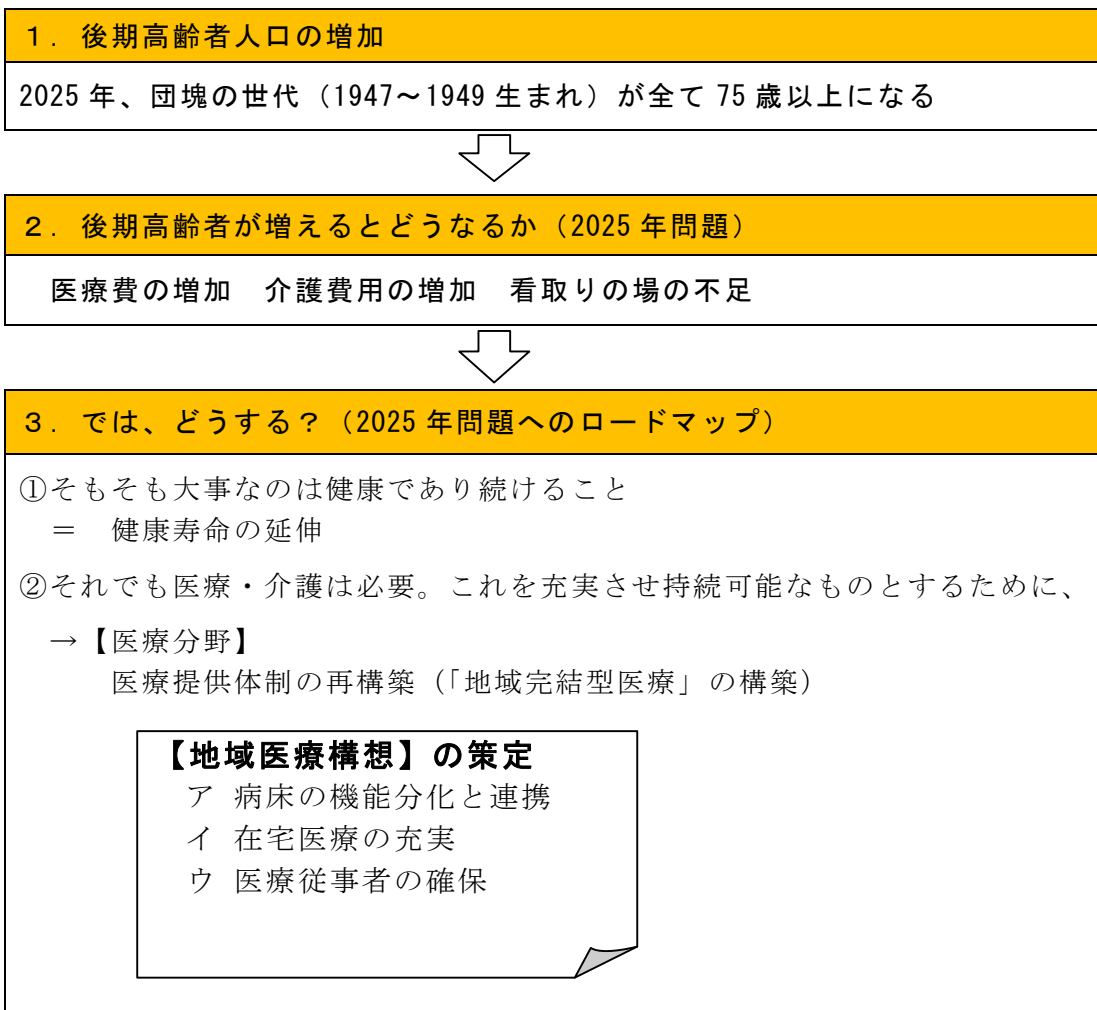
ウ 看取りの場の不足

2025（平成37）年には年間死者数が154万人（2015年の1.3倍）と見込まれている。病院の病床数には上限があることから、看取りの約80%が病院で行われる状況が変わらなければ、看取りの場の不足が危惧される。

○ 看取りの場の推移



(3) 2025年問題への処方箋



2 地域医療構想策定の目的

高齢化の進展による医療・介護の需要増大という社会状況に対応するため、限られた医療・介護資源を適正・有効に活用することが求められている。

このうち医療の分野では、医療機能の分化・連携により、患者の状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するとともに、在宅医療の充実等により、退院患者の生活を支える体制を整備する必要がある。

地域医療構想は、県民の理解のもと、各圏域において協議の場を設け、国・県・市町の取組の推進と医療機関等の自主的取組の促進により、「住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けられる」地域医療の提供体制（＝「地域完結型医療」）を整備することを目的として策定する。

3 地域医療構想の位置付け

兵庫県保健医療計画の一部として策定する（医療法第30条の4第2項）。

よって、地域医療構想に記載のない事項であっても、兵庫県保健医療計画（平成25年4月1日改定）の記述を踏まえて課題認識・施策展開を行う。

4 地域医療構想に規定すべき事項

（1）法令の規定

地域医療構想には、以下の内容を定めることとされている。

- ① 構想区域（病床機能の分化・連携を一体的に推進する区域）
- ② 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量
- ③ 構想区域における将来の居宅等における医療の必要量
- ④ 慢性期病床推計に特例を適用した場合の、平成42年の病床数の必要量
- ⑤ 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

○地域医療構想に関する法令の規定

【医療法第30条の4第2項7号】

地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第30条の13第1項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

【厚生労働省令（医療法施行規則第30条の28の4）】

- ① 構想区域における将来の居宅等における医療の必要量
- ② その他厚生労働大臣が必要と認める事項

【厚生労働省医政局長通知（H27.3.31医政発0331第9号）】

- 慢性期病床推計に特例を適用した場合の、平成42年の病床数の必要量

【医療法第30条の4第2項8号】

地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

(2) 病床の機能区分

地域医療構想においては、一般病床・療養病床を、①高度急性期機能、②急性期機能、③回復期機能、④慢性期機能 に区分することとなっており、医療法施行規則では定性的に定義されている（下表ア）。

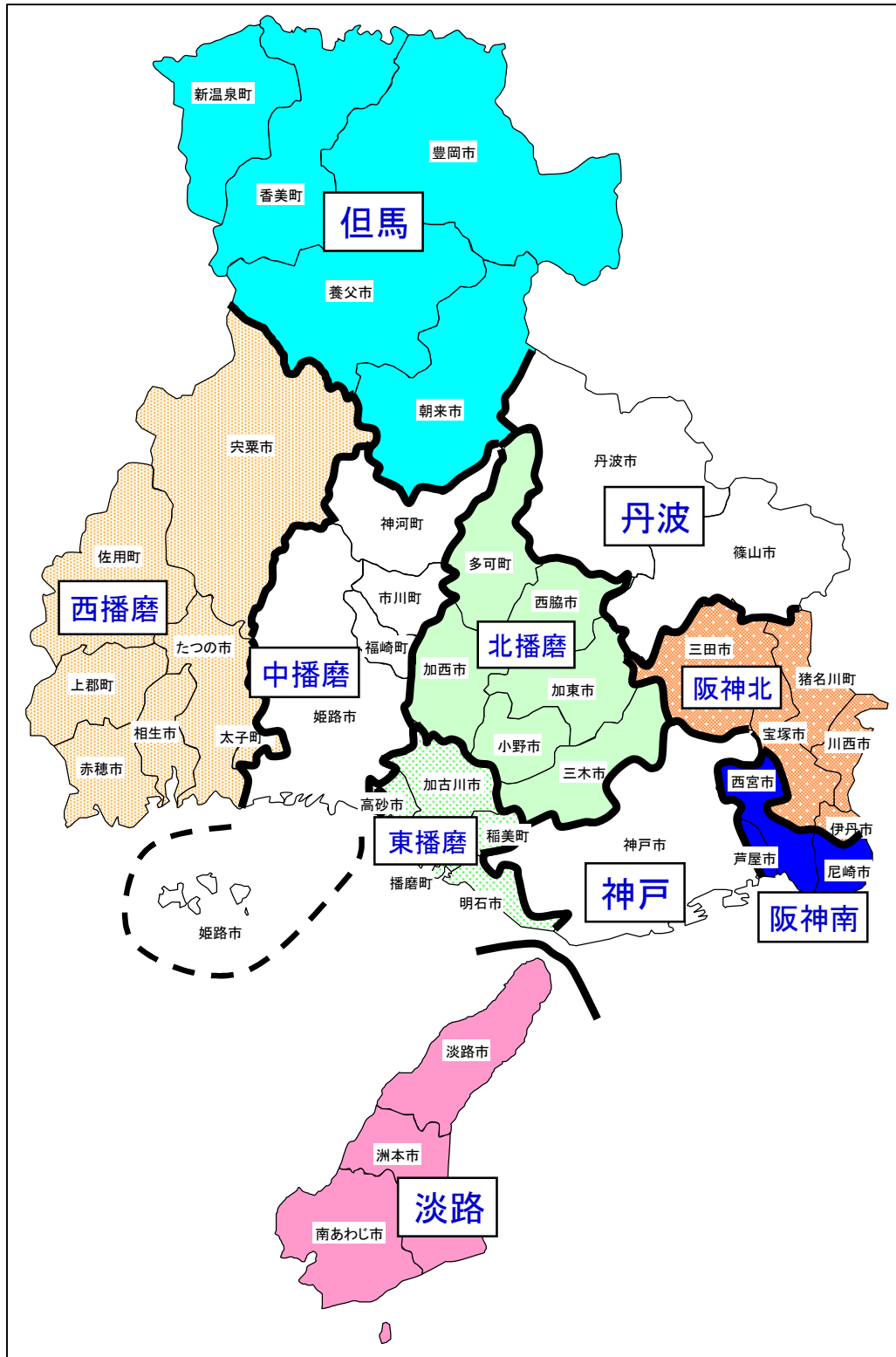
一方、構想に記載する「将来の病床の必要量」は、国の提示する推計ツールによって機能別に推計することになるが、その際には、医療法施行規則別表及び厚生労働省医政局長通知に基づき、2013（平成 25）年の医療資源投入量（患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で表した値）による定量的区分を用いることとなっている（下表イ）。

| | ア 定性的区分 | イ 定量的区分 |
|------------|---|--|
| ① 高度急性期 | <ul style="list-style-type: none"> 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○該当すると考えられる病棟の例 (病床機能報告要領より) ・救命救急病棟 ・集中治療室 ・ハイケアユニット ・新生児集中治療室 ・新生児治療回復室 ・小児集中治療室 ・総合周産期集中治療室 </div> | 医療資源投入量 3,000点/日以上 { 3,000点/日 } |
| ② 急性期 | <ul style="list-style-type: none"> 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（高度急性期に該当するものを除く） | 医療資源投入量 600以上3,000点/日未満 { 600点/日 } |
| ③ 回復期 | <ul style="list-style-type: none"> 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの (急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む) | 医療資源投入量 175以上600点/日未満 { 175点/日 } |
| ④ 慢性期 | <ul style="list-style-type: none"> 長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの | |

5 構想区域の設定

医療法施行規則第30条の28の2に基づき、人口構造変化の見通しその他の医療需要の動向、医療従事者及び医療提供施設の配置状況の見通し、その他の事情を考慮して、兵庫県保健医療計画に定める二次保健医療圏と同一の区域を、地域医療構想における構想区域として設定する。

以下、構想区域を表す際にも、保健医療計画における「圏域」の呼称を用いる。



○ 圏域の現況

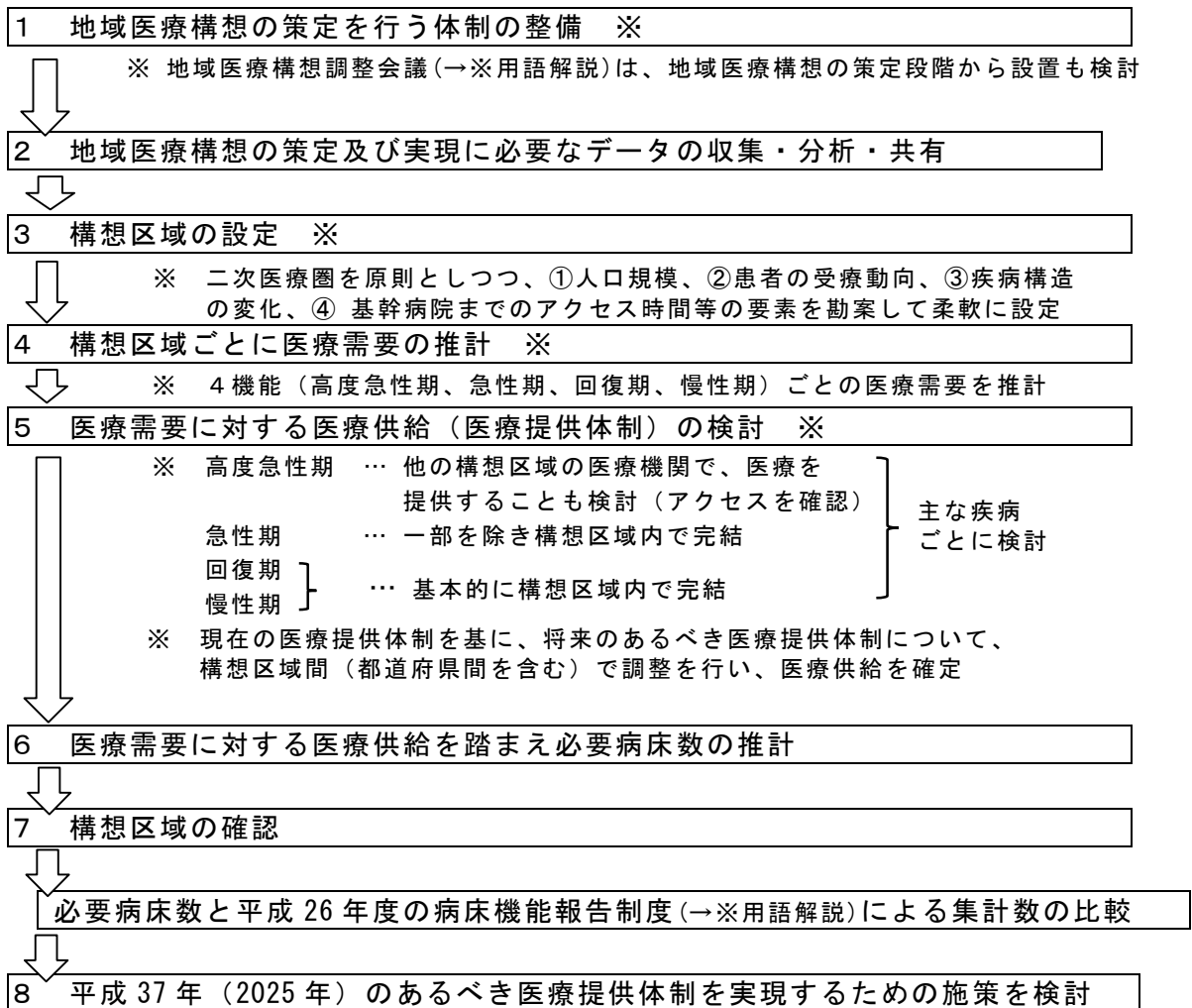
(H26.10.1 現在)

| 圏域 | 構成市町 | 人口(人) | 面積(km ²) |
|-----|------------------------------|-----------|----------------------|
| 神戸 | 神戸市 | 1,537,864 | 557.02 |
| 阪神南 | 尼崎市、西宮市、芦屋市 | 1,029,517 | 169.15 |
| 阪神北 | 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町 | 726,539 | 480.89 |
| 東播磨 | 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町 | 714,587 | 266.40 |
| 北播磨 | 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 | 275,971 | 895.61 |
| 中播磨 | 姫路市、福崎町、市川町、神河町 | 578,624 | 865.02 |
| 西播磨 | 相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町 | 263,148 | 1566.98 |
| 但馬 | 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町 | 171,295 | 2133.30 |
| 丹波 | 篠山市、丹波市 | 106,812 | 870.80 |
| 淡路 | 洲本市、南あわじ市、淡路市 | 136,848 | 595.74 |
| 兵庫県 | | 5,541,205 | 8400.90 |

出典：「兵庫のすがた2015」

6 策定のプロセス

(1) 地域医療構想策定のプロセス



[出典：地域医療構想策定ガイドライン]

(2) 策定体制

ア 兵庫県医療審議会

地域医療構想は兵庫県保健医療計画の一部として策定するものであるため、兵庫県医療審議会に諮問し、同審議会保健医療計画部会で審議のうえ答申を受け策定した。

○医療審議会保健医療計画部会委員

| | |
|----------------|----------------|
| 兵庫県医師会 副会長 | 全国健康保険協会 兵庫支部長 |
| 兵庫県歯科医師会副会長 | 兵庫県連合婦人会 会長 |
| 兵庫県薬剤師会 会長 | 兵庫県町村会理事 |
| 兵庫県看護協会 会長 | 兵庫県病院局参与 |
| 兵庫県病院協会 会長 | |
| 兵庫県民間病院協会 副会長 | |
| 兵庫県精神科病院協会 会長 | |
| 神戸大学大学院医学研究科教授 | |
| 神戸大学医学部附属病院長 | |
| 兵庫医科大学 学長 | |

イ 圏域地域医療構想検討委員会

策定の段階から地域の医療関係者、保険者及び患者・住民の意見を聴くため、県下10の二次医療圏域ごとに、幅広い構成員からなる「圏域地域医療構想検討委員会」を開催し、各圏域の現状と課題を踏まえつつ、将来の医療需要に対する医療提供体制を検討した。

○ 圏域地域医療構想検討委員会の構成 (人)

| 区分 | 神戸 | 阪神南 | 阪神北 | 東播磨 | 北播磨 | 中播磨 | 西播磨 | 但馬 | 丹波 | 淡路 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 医師会 | 11 | 3 | 4 | 3 | 4 | 5 | 6 | 4 | 3 | 3 |
| 歯科医師会 | 1 | 1 | 2 | 2 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 3 |
| 薬剤師会 | 1 | 1 | 2 | 2 | 4 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 看護協会等 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 医療機関 | 14 | 12 | 14 | 21 | 11 | 7 | 9 | 2 | 8 | 9 |
| 保険者協議会 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 2 | | | | |
| 福祉・住民団体 | 2 | 3 | 4 | 1 | 7 | 6 | 6 | 1 | | 3 |
| 行政(市町) | 1 | 6 | 5 | 5 | 6 | 7 | 7 | 5 | 2 | 3 |
| 消防・警察 | | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 学識経験者 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | |
| 計 | 33 | 31 | 37 | 40 | 39 | 33 | 39 | 18 | 20 | 24 |

○ 圏域地域医療構想検討委員会の開催状況 (平成27年度)

| | 神戸 | 阪神南 | 阪神北 | 東播磨 | 北播磨 | 中播磨 | 西播磨 | 但馬 | 丹波 | 淡路 |
|--------|-----------|-----------------------------|-----------------------|---------------------------|-------------------|-----------------------|----------------|--------------------|-----------|--------------------|
| 圏域委員会 | 8/6 第1回 | 9/9 第1回 | 9/15 第1回 | 9/28 第1回 | 9/24 第1回 | 10/7 第1回 | 10/1 第1回 | 9/5 第1回 | 9/17 第1回 | 9/26 第1回 |
| ワーキング等 | | 10/5 阪神南北意見交換会 | | 11/26 医師会意見交換会(明石市) | 9/24 医療機関ワーキング | 10/21 医療機関意見交換会 | 10/31 ワーキング | 10/8 医療機関等連絡会議 | | 10/22 医療機関ワーキング |
| | | 11/30 阪神地域小児救急医療ワーキング委員会 | | 11/27 在宅医療意見交換会 | 12/2 医療機関ワーキング | | 12/1 ワーキング | 11/19 医療機関等連絡会議 | | 11/12 医療機関ワーキング |
| | | | | 12/1 医師会意見交換会(加古川・高砂市) | 2/10 医療機関ワーキング | | | | | |
| 圏域委員会 | 10/16 第2回 | 12/9 第2回 | 10/20 第2回 | 12/9 第2回 | 3/18 第2回 | 11/13 第2回 | | 2/18 第2回 | 10/20 第2回 | 2/4 第2回 |
| ワーキング等 | | | 11/17 公立・公的病院意見交換会 | | 3/18 医療機関ワーキング | 11/25 医療機関意見交換会 | | 2/18 医療機関等連絡会議 | | |
| 圏域委員会 | 12/17 第3回 | 1/26 第3回 | 12/14 第3回 | 3/1 第3回 | | 12/2 第3回 | | | 11/19 第3回 | |
| ワーキング等 | | 3/7 阪神地域救急医療連携会議 | | | | 12/14 中播磨・西播磨 連絡会議 | | | | |
| 圏域委員会 | 3/4 第4回 | | 2/2 第4回 | | | 2/10 第4回 | 1/14 第2回 | | 2/17 第4回 | |
| ワーキング等 | | | | | | 3/16 医療機関意見交換会 | | | | |
| 圏域委員会 | | | | | | 3/16 第5回 | | | | |